

平成 27 年 8 月 21 日

各 位

会 社 名 オンコリスバイオファーマ株式会社
代表者名 代表取締役社長 浦田 泰生
(コード番号 4588)

問 合 せ 先 常 務 取 締 役
管 理 担 当 六反田 靖
(TEL. 03-5472-1578)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 21 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

また、本新株予約権は、発行から 2 年間は権利行使価格の 200% 以上になるまで権利行使が出来ない設計となっており、現在の株価水準での即時株式希薄化防止に加え、当社取締役及び従業員が企業価値増大に貢献することを目的として設計しています。

さらに、当社普通株式の普通取引終値の当日を含む 21 取引日の平均値が一度でも権利行使価額に 20% を乗じた価格（但し、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使価格で権利行使しなければならない設計となっています。安易な株式価値下落を招く企業活動を当社取締役及び従業員が自制する目的で設計しています。

本件により、発行済株式総数の 3.58% の割合による株式の希薄化を生じますが、今回の新株予約権の発行は、業績向上に対する意欲及び士気を一層向上させること、安易な株式価値下落を招く企業活動の自制を目的としており、これにより、当社の企業価値の向上が見込まれるものと考えております。当社の企業価値が向上することは、既存の株主の皆様の利益向上に資するものと考えており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考

えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

3,280 個

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの払込金額は、1,000 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下、「プルータス」という。）が、東京証券取引所における前日の当社株価の終値 712 円/株、当社株式の株価変動性 82.78%、配当利回り 0%、無リスク利子率 1.175% や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 712 円/株、満期までの期間 20 年、強制行使条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものであり、当該金額とプルータスが算出した評価額は同額である。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 328,000 株

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とし、付与株式数が調整された場合には、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消滅していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社取締役会は、合理的な範囲で、付与株式数を適切に調整することができる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

本新株予約権 1 個あたりの行使価額は、金 71,200 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式

により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{分割（または併合）の比率}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社取締役会は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成 27 年 10 月 6 日から平成 47 年 10 月 5 日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から平成 29 年 10 月 5 日までの期間においては、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引価格が取引時間中に一度でも本新株予約権の行使価額（但し、上記 3. (2) に準じて当社取締役会により適切に調

整されるものとする。) の 200%以上となった場合にのみ、翌営業日以降本新株予約権を行使することができる。

- ② 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の当日を含む 21 取引日の平均値が一度でも権利行使価額（但し、上記 3. (2) に準じて当社取締役会により適切に調整されるものとする。）に 20% を乗じた価格（但し、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成 27 年 10 月 6 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成27年10月2日

9. 申込期日

平成27年9月17日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 5名 2,800個

当社従業員 27名 480個

以上